

令和4年度「with コロナ時代」のアーティスト支援
神戸市「まちなかアート事業」補助金（第2次募集）



【応募要領】

with コロナの時代においては、ホールや劇場のみならず、屋外空間など身近な場所で密を避けてアートに触れられるような取り組みが大切になっています。

そのため、神戸市は、文化芸術活動を生業とするプロのアーティスト活動機会の創出に加え、まちの賑わいづくり、市民が気軽にアートに触れられる機会の創出を目的として、神戸のプロのアーティストを起用した、まちなかでの文化芸術イベントに対して支援を実施します。

今回の募集は前回に引き続き、ポストコロナをにらみ、まちなかでのアートイベントが今後さらに定着することを目指し、地域や企業との連携・協力や、投げ銭・協賛金・物販等補助金以外の収入の確保に努めている事業や、一過性ではなく、今後も恒常的にアートイベントの実施に協力していただけるような場所で行われる事業を優先的に採択します

受付期間：令和4年5月25日（水曜）から6月12日（日曜）まで

※先着順ではありません

（令和4年7月1日（金曜）から11月30日（水曜）の間に開催するイベントが対象）

なお、第3次募集は9月に発表する予定です。

■応募できる者（申請者）

次項の「補助の対象となるイベント」を企画・実施できる能力のある者（個人・団体を問いません）。

ただし、以下の①②③のいずれかに該当する者は応募できません（団体の構成員が該当する場合を含む）。

- ① 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員。
- ② 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。
- ③ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者。

■補助の対象となるイベント

以下の①～⑦の要件をすべて満たすイベント。

- ① 神戸のプロのアーティスト（※1）を起用した、まちなか（※2）での演奏会・パフォーマンス・アート展示等、新たに企画される無料イベント（※3）で、令和4年7月1日（金曜）から11月30日（水曜）の間に開催するもの（1申請者1事業まで応募可）
- ② 新型コロナウイルス感染拡大防止の各業界のガイドラインを遵守して行われること。
- ③ 同一イベントにおいて、神戸市の他の補助事業を活用していないこと。
- ④ 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと。
- ⑤ 公序良俗に反するものでないこと。
- ⑥ 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害するものでないこと。
- ⑦ その他、法令等に違反するものでないこと。

※1「神戸のプロのアーティスト」とは、以下のア、イを満たす者をいいます。

ア) 主に文化芸術活動（文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野の活動）による収入により生計を維持している者（団体の場合は文化芸術を主たる事業としている者）で、原則として当該活動により、不特定多数の観客に対し、対価を得て公演・展示等の実績があること。（申請時に、上記のことが証明できる資料を提出いただきます）

イ) 住所地（団体の場合は規約等に定める所在地）が神戸市内の者であること。ただし、グループの場合は構成員の中に住所地が神戸市内の者がいれば可。

※2「まちなか」とは、神戸市内の公開空地、公園、商店街などの屋外のほか、屋内であってもイベントスペース等の日常的に自由に入出りができる開かれた空間などは可とします。なお、会場の使用許可は申請者側で取ってください。

※3「無料イベント」とは、参加費や入場料を一切徴収しないイベントをいいます。ただし、投げ銭や協賛金等補助金以外の収入の確保に努めてください。

■補助の対象となる経費

前記の補助の対象となるイベントにかかる経費のうち、以下の経費を対象とします。

- ①アーティストへの謝礼、②音響・照明、設営にかかる経費、
- ③会場使用料、④広報費、⑤事務費（①～④の合計の10%以内）

（注意事項）

- ・①～④は、申請者が支払った経費に対して補助します（物品購入は補助対象外）ので、イベント終了後に領収書等の写しを提出していただきます。
- ・イベント申請者本人は、①アーティスト謝礼の支払対象となることはできませんのでご注意ください。
- ・③は、イベント当日の経費のみが対象となります（イベント当日以外の練習やリハーサルのために使用した会場の費用は対象外）。
- ・⑤は、①～④の合計額の10%以内の額を事務費として認めます。事務費の領収書の写しの提出は不要です。

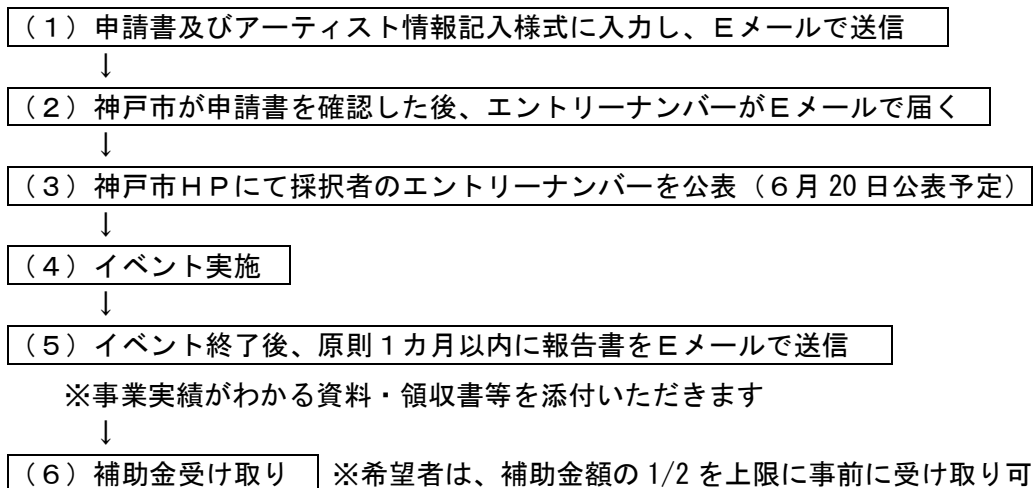
■補助金額

前記の補助の対象となる経費の合計額を補助します。

ただし、1回のイベントにつき20万円を上限とします。

※補助金は、原則、イベント終了後にお支払いしますが、希望者には補助金額の1/2を上限に事前にお支払いします。

■補助金受け取りまでの主な流れ



■申請方法

(1) ホームページから申請書及びアーティスト情報記入様式をダウンロード

URL : https://www.city.kobe.lg.jp/a36708/kanko/bunka/machinaka_art_top.html

(2) 必要事項を入力し、下記の提出先アドレスへ送信

【提出先】 machinaka_art@office.city.kobe.lg.jp

【メール件名】 まちなかアート申請

【受付締切】 6月12日(日曜) 23時59分

※受付は、Eメールのみで受け付けます。郵送、持参は受付対象外です。

■採択基準

エントリー多数の場合は選考を行います。選考にあたっては、下記の点を考慮します

- ・ まちなかアート事業補助金以外での収入や協力の有無 (有る場合が優先)
- ・ 今後も恒常的にアートイベントの実施に協力していただけるような場所で行われる事業
- ・ 区ごとの開催数のバランス
- ・ 特定のアーティストに出演機会が偏らないよう、過去にまちなかアート事業に出演していない、あるいは出演回数の少ないアーティストが参加している事業を優先

■お問い合わせ先

神戸市文化スポーツ局文化交流課「まちなかアート係」

Eメール : machinaka_art@office.city.kobe.lg.jp